

2000年度研究論文に対する評

研究運営委員会

委員長 服部 岑生

委員 坂本 功, 広原 盛明, 在塚 礼子,
内田 雄造, 波多野 純, 吉野 博

総評

1 はじめに

成果が出てくると、選考の段階で芽生えた研究への期待を思い出しつつ、研究としての完成度かどうか、記述が適切かどうかなどについて、論文を読み開くことから評価が始まる。今年度も、助成研究の成果が集まってくると、苦労した選考の議論が思い出された。選考されたベテランが長年追求してきたテーマはどう深められたか、若い研究者や従来の研究にない新しい視点の研究はその通りの成果になってきたかどうか。

今年度の研究成果は、全体で23件である。そのうち、例年と同様に、特段に優れたものが数件見られた。特に、外国人居住者の住まいと住環境について研究した稲葉佳子氏のもの、大坂蔵屋敷の住居史的研究の谷直樹氏のもの、アメリカのコミュニティ・デザイン・センターに関する研究の渡辺民代氏のもの、そして多自然居住地域における回流型住宅供給システムに関する研究の藤原三夫氏によるものは、格段に優れた内容であった。また、ここ2年継続してかかげてきた、特別研究枠「木造戸建」の成果がでてきた。特別枠を含め助成研究全体としてみると、いくつかの研究に内容的に優れたものがあった。

しかし、内容が不十分、あるいは内容が申請と異なるものなど、低調といえる成果も目立った。以下に、今後の研究助成で注意すべき点として感じたことを記したが、問題が多く出た年度になったといえる。

2 提出期限に遅延した研究・内容が十分でない研究

今回から、提出期限を守ることができなかった助成研究は、警告を出すとともに印刷時期を翌年にずらすこととした。該当した成果は4件で、助成研究総数23件の2割弱であった。遅延者が多いことは、残念なことである。従来は、印刷の準備作業を調整しながら間に合わせてきたが、ついに遅延に対して、警告と印刷延期の措置をとることにしたが、ビジネス的に措置をするだけでなく、ルーズな研究者に今後は、何らかのペナルティーを課すことを検討しないと、遅れることが権利のようになってしまう危惧がある。検討を要すると考える。

次に、内容が十分でない研究である。これは、当初の申請内容に十分応えているとか、いないとかということ

でなく、申請内容の一部しか研究してないものを、成果とする研究のことである。どちらかいうと、ベテランに目立った問題である。これは、例えば論文の終わりまで、お詫び調で目的を十分に達成できなかったとか、残された課題に当初の研究目的を入れるもの、さらに無視するもの、あるいは、常識的なまとめで目的を達成したかのようにするものなどである。これらも憂慮すべきことである。

普通の研究者ならば、研究助成申請時の研究目的に掲げた事項は、実行するのが当然と考えるはずである。しかし、申請内容には遠く及ばない、不十分な内容で成果を報告するものが少なからずみられた。これは、遅延者ではないが、遅延者とある意味で類似した点がある。研究を十分に行わなかったが、途中で提出したと考えられるからである。最後まで初志貫徹すれば、遅延者になる可能性がある研究である。

いずれも、研究目的を成し遂げるための研究スケジュールをたて、自己の責任において、それを全うしてほしいものである。もっと、時間をかけて研究してほしいものである。

3 ふたたび、約束違反の研究

今回の研究成果の問題のなかで、目立った問題研究は、内容を変更してしまった研究である。これは、毎年の問題でもあるが、助成研究の選考は、あくまでもの研究計画を評価しているのであり、勝手に内容を変更することはできない。しかし、いくつかの研究報告で、申請の研究主題とは異なる内容のものがあり、助成の趣旨を無視しているのではないかと苦慮している。

多数の応募者からの選考であるので、研究計画の優劣が選考のキーになる。従って、趣旨を変更した場合は、仮に選考時に変更した研究内容の応募であれば選考に漏れるおそれもあるわけである。この点を考えると研究主題の変更は、現に慎んでいただきたい。

例を挙げると、研究対象の所在地に外国を入れ研究費にも計上し、さらに外国旅費を支出しながら外国の事例について研究が報告されていない、あるいは、不十分に報告されているもの、研究の前提がユニークで期待され

たにもかかわらず、十分に探求せずに放棄したものなどがある。こういう研究は、選考時の期待を裏切るとともに、研究組織の代表者だけでなく、メンバーの研究者としても、大いに不名誉なものである。

4 研究運営委員会の今後の課題

以上、いくつかの問題を挙げたが、ある意味で、研究運営委員会の選考に関する責任についても議論が及んだ。委員会の眼力がないから問題研究を選考してしまったという指摘である。確かにその通りで、今後の選考では、研究を推進していける能力を十分に検討して選別する必要があるという認識に達した。そのためには申請者には面倒なことであるが、研究能力を説明する、十分な資料を提出していただくことである。

さて、研究運営委員会としては、今年度の助成研究の成果を考えると、より一層、研究レベルの向上を図る努力が必要だと感じた。そのためには、研究評価を実効化して、研究助成の趣旨の徹底を図るなど、研究助成方法の再検討を、今後の大きな課題としていかなければと考えている。例えば、研究成果の評価を、一般に広く公開し、優れた研究には名誉を、また、不十分な研究にはその取り組み方や内容の程度を、情報として出していくような形を模索していくことが必要であろう。

個別評

No.0002

主査 日向 進

近世京都における新地開発の展開に関する研究 —18世紀建仁寺境内を事例として—

18世紀の近世京都では、洛中周縁部で新地開発を含む都市化が進んだ。新地は、不良耕作地を町地に変えることで地代の増収をねらった領主によって開発された。本研究は、その間の事情を、建仁寺で見出された17世紀以降から明治初頭までを記録する建仁寺文書と建仁寺参暇日記の内、同寺境内の宅地開発に関する資料を基礎に、新地開発の意義について、領主による土地経営の視点から、論考している。

京都建仁寺では、18世紀初頭に伽藍の法堂再建の事業に着手したが、幕府の緊縮財政により、再建のための下賜金がないなどの事情で、再建資金の調達が難航する。同寺境内の耕地を開発し、年貢徴収権によって寺社収入の増収を計画する。

こうして、わずか半世紀の間に、新門前町、西門前町裏町、および六波羅新地などの町域へ、境内全域が新地として開発されていく。ここから得られた収入の意味は極めて大きかったが、関連する他山の寺からの借り入れも行われる。

これによって再建資金は、新地開発に大きく依存していたとする。開発が収入となるとする土地経営の認識が、事実として極めて、丹念に解明されている。この結果、研究は幅広く網羅的な内容の経営者側の情報から、生々しい開発実態を明らかにしており、新しい知見として高く評価できる。

研究は、寺社側の寺院建設計画と必要資金不足という契機から、開発が進められる様子を示そうとしている。しかし、以上を裏付けるとされる文献資料が示されているが、客観的な収支の証拠としては必ずしも十分ではない。また研究の内容は、寺社の経営の視点からは十分に検証されるが、従来から関心を持たれてきた住宅地の発展は道路基盤によるか宅地造成によるかなどの課題を含む近世京都の新地開発に関する事情、特に都市拡大の事情は、研究の背景に関連して記述されているだけで十分でない。京都の郊外がどのように発展していったかについては、建仁寺文書以外にも探索と考究が必要である。研究申請から期待された、以上の諸点、及び、「成立の背景および開発後の展開をあきらかにする」ことが最終報告では「成立の背景」ととどまっている点を、今後の研究によってより充実した内容に詰めていくことを期待する。

No.0003

主査 大沼 正寛

東北地方の武家地における屋外住環境利用形態に関する研究

東北地方の武家地の歴史を持つ町並み、住環境は、武家的な空間秩序と農家的などかさを併せ持つ素朴な風情がある。本研究は、用と美が共存する普遍的な東北地方の武家地について、地域に根ざした屋内外一体としての住まいを理念とする視点に立ち、その利用形態と構成原理を明らかにしようとするものである。住環境が屋内と屋外を一体にすること、道路の秩序からそれに面する座敷や主庭、住宅を挟んで敷地奥に畑地や廁が連続する構成は、ある種の理想的な住環境とする視点は、いささか唐突ではあるが感覚的に納得できる。

具体的な調査地は、岩手県金ケ崎町城内諏訪小路、青森県弘前市仲町および宮城県登米町登米寺地の3カ所とし、歴史的説明、ミクロな土地利用実態の集計、および詳細な土地利用状況を記録している。これらに基づき、屋外住環境の要素と構成原理のモデルを提起している。モデルは、地面と要素空間の2層に分割され、道路・建物などおよび景観庭園、農地菜園、境界領域などの細分類が行われている。

以上のように精力的に記録された対象住宅地の空間の実態は、十分に説得力のあるものである。しかしながら、研究成果は、まず調査結果をみるスタンスとして、過去の地点と現在の地点のどちらからかの意識が混在しており、理想の基準が直感的な主張以上には展開されないこと、および、研究の表題にあるような住環境の利用形態には、図面のデータ以上には触れずヒアリング調査が十分でなく結果も示されていないこと、最後に提起される空間構成原理のモデルが図的なダイアグラムに過ぎず、従来の研究成果の文献や申請者の調査結果をいかに参照したかが明らかでなく、導出の根拠が示されないことなど、大いに問題を抱えている。特に問題と思われる点は、研究の当初計画で、現代住宅の熱的な特性が建築物の肥大化を生み、屋外空間を駆逐するということが想定され、本研究の成果を期待させたが、これは放棄されている。このことは、萌芽的研究としても、研究姿勢として認められない。以上、この成果は十分でなく、より充実させて一般に発表されることを強く要望する。

東京における外国人居住者の住まいと住環境に関する比較研究

—大久保地区の10年間の変容と新たな課題—

本研究グループの主要メンバーは、1991年度および1993年度に本財団の助成を得て、新宿区を中心とする都内に居住するニューカマーズの住まいと住環境に関する調査を行っており、今回のテーマは、この間の10年間の変容を踏まえた比較研究である。研究グループがこの間にも研究を継続され、さまざまなレポート発表や日本人と外国人との共生を求めて何点かの提言活動を行ってきたことは関係者の間ではよく知られている。

比較研究という視点から、出来る限り過去の調査と同様の内容と方法で調査を実施しているが、調査の結果、外国人の居住対象が木賃アパートから賃貸マンションへ移行していること、外国人居住者の属性が若年単身者から就労単身者、夫婦、ファミリー世帯などに多様化したこと、かつては「外国人お断り」が多かった不動産業者（その背景には家主の意向が存在する）が、外国人の入居を歓迎し、積極的に入居斡旋を歓迎していること、特定の国の出身者や特定の業種にかかわる外国人を専門的に扱う不動産業者もみられること、「ゴミの出し方」や「騒音」「転貸」といったトラブルは存在するが、少なくなっていること、また家主・賃貸人のコミュニケーションが進展し、家主も柔軟にトラブルに対応したこと、ただし、区分所有マンションを賃貸する場合にはトラブルが問題視されることも少なくないこと、外国人が区分所有のマンションの住戸を購入し、賃貸しているケースも生じていること、など注目される事実が明らかにされている。

一方、調査対象とされた大久保地区の変容も大きい。各種の外国人関連施設が立地・供給され、広くエスニックタウンとして認知されている。さらに単にエスニックなレストランや生活用品販売店が立地するのみならず、外国人が事業展開する場となっているという指摘は興味深い。外国人住民によるコミュニティ組織の形成の動きも指摘されている。

優れた研究論文であり、大いに評価されよう。今後このエスニックタウンが、そのコミュニティも含めてどう変容していくかを、時系列で調査していく必要が感じられる。

また、住まいに関しては、戦前内地における朝鮮人居住地では朝鮮人家主の存在がよく知られており、外国人居住者（オールドセツラーズ、ニューカマーズを含めて）によって、ニューカマーズ対象の住宅供給が活発化するかどうか、今後の展開が注目されよう。

パートナーシップ型多世代コレクティブ居住に関する研究

—計画・運営モデルの提案に向けて—

本研究は、国内外のコレクティブ居住の先行事例について、計画・建設・運営のプロセスを分析・評価し、日本におけるパートナーシップ型多世代コレクティブ住宅の計画・運営モデルを提案することを目的とするものである。

事例調査は、日本では阪神淡路大震災の震災復興公営コレクティブハウジング「ふれあい」住宅、多世代賃貸コレクティブ住宅「かんかん森コレクティブハウス」、コーポラティブハウス柿生などのコープ住宅を対象にしている。国外では、スウェーデンの公共賃貸コレクティブ住宅フェルドクネッペン、オランダのセンチラル住宅ヒルベルスウメメント、北米のコハウジング・ネットワークとその住宅を対象にしている。幅広い対象事例に対して、企画・設計・建設・運営までの時間軸と、イニシヤチブを事業者主導型、居住者主導型およびその中間の移行型の段階に類別して、分析考察している。

以上から、少々その概念がわかりにくい「パートナーシップ型多世代コレクティブ居住」のモデルが導出される。まとめの見解としては、日本と外国の比較では、日本ではコーディネーターとしての専門家支援が多く、外国ではネットワーク組織の存在が効果的に機能していること、コーポラティブ居住のタイプにおいても外国では幅広い事例がみられ今後の日本での展開が望まれることを指摘している。最後に提起されるモデルは、総合的なもので持家とか賃貸とかの区別、事業者主導と居住者主導の区別を超えた、今後のコレクティブ住宅の問題の構造を明らかにするものである。居住者を中心とするヒトの中心軸、企画から建設運営に至る大きな縦軸を配して、コレクティブ居住を実現していく際の問題が読めるようになっており、コレクティブ人と称するヒトが育成され、暮らしの目標を実現していくというシナリオを構成する。成果は少々マネージメントの視点が強く、多世代やパートナーシップの面に十分に焦点が当たっていないなど物足りない面があり、さらに生き生きとした集住の魅力を示していただいたかったが、事例も幅広く、考察と提案も時宜にかなった好成果を得ている。

今和次郎の農村生活・住宅改善と東北地方農山漁村住宅改善調査

今和次郎は、考現学をはじめ多様な調査研究活動とユニークな風貌で知られている。しかし、1930年代の東北地方農山漁村を対象とした生活・住宅改善研究と実践については、あまり知られていない。本研究は、その具体的内容を、当時の記録類と関係者からのヒアリングにより明らかにしたものである。

今和次郎は、早くから古民家の採集に取り組み、1922年にすでに『日本の民家』を著している。この書に対して、柳田國男から「人間を抜きにしている」と指摘されたのに触発され、農村の生活・住宅改善が彼のライフワークとなる。彼の農村や農家に対する理解は、歩き記録する姿勢に根ざしており、地方に対する都市の無知を戒めている。さらに、農家建築の自然環境への適応性や、人寄せのための広い部屋や広い台所の必要性を積極的に認め、その上で、採光・排煙などの改善点を指摘している。また、都市において奨励された洋風化を、そのまま農村に持ち込むべきではないとするなど、彼独自の視点が看取できる。

彼は、調査・研究ばかりでなく、実践的活動を行った。そのひとつに実験住宅の建設と、そこでの農家家族の居住実験がある。この住宅は、3層からなり、雪下ろし作業の軽減、厩舎や作業空間と居住部分の分離など、新たな提案が盛り込まれた。しかし、垂直動線への習慣的抵抗、労働効率の向上が引き起こす労働量の増加など、今和次郎が改善と思うことが居住家族にとっては負担になるという結果を招いた。本研究における、この指摘は、我々も重く受けとめる必要がある。

今和次郎の活動は、これにとどまらず、素人設計競技の実施・運営、標準住宅設計案の提示、さまざまな講習会での講師など多岐に及ぶ。それを詳細に把握した本研究が、今後の今和次郎研究の大きな足がかりとなる優れた成果であることは間違いない。その上であえて希望を述べると、今和次郎の建築的個性がみえないことが気に掛かる。住宅改善に関する指摘の中に、今和次郎の独自性はどれだけあるのだろうか。

周到な調査に基づく彼の指摘は妥当ではあるが、官製提言の感が否めない。今和次郎が設計した秋田生保内セツルメントに彼の建築的個性はみいだせないのか。東北地方の農家は整形四つ間取りではなく広間型であると指摘した彼が、標準住宅案では整形四つ間取りを採用したのはなぜか。建築家・今和次郎の分析を期待したい。また、戦後の活動との比較も期待したい。

橋本の町家と町並みの形成と展開に関する復原的研究

—近世と近代の比較を中心に—

橋本（和歌山県）は、紀ノ川水運と高野街道・大和街道の結節点であり、市・宿場・河岸場などの機能をもつ在郷町として繁栄してきた。近世以来の町家も数多く遺り歴史的な景観を伝えてきたが、1985年の都市計画決定により、取り壊しが進んでいる。

本論文は、絵図・地図史料に基づく都市形成史と、実測調査による町家の編年から構成される。橋本は、高野山を復興した木食応其上人によって天正13年（1585）に高野往還の宿所として開かれた。中心部は、大和街道沿いと裏の新畑からなる。明治初年の地籍図、さらに17世紀中頃の絵図などから検討すると、まず街道沿いの町割がされ、遅れて新畑が開発された。前者の町屋敷居住者が本役を務め、後者が半役を務めることも、この町の形成過程を示している。表通りと裏町の対比的な都市構造の成立過程を解き明かした成果は、説得力があり興味深い。しかし、役負担の構造的解明は不十分である。本研究では借家人にも役負担があったとされるが、地主以外に役負担が科せられる事例は一般的でなく、特殊な要因が存在したならそれを明らかにするのが、次の課題となろう。

また、18世紀中期に遡る町家が10棟も遺るなど、歴史的価値の高い事例が報告された。さらに、数十棟を調査した結果として、軒高、小屋構造、屋根瓦、外壁仕上げなどの編年指標が得られた。しかし、近世の町家はすべて軒まわりや2階外壁を塗込める、18世紀後期には本瓦葺から棧瓦葺に転換する、軒先に万十瓦を用いるなどの点は、先進地域と比較して時期的に早すぎる印象がある。周辺の町や他の都市との比較検討が不可欠であろう。

以上のように本研究調査は、都市計画による歴史的な町並みの破壊を前提に、その機会を捉えて調査を実施したものである。建物の取り壊しは、詳細な調査をしよう好機ではあるが、研究対象を失う時でもある。研究はその対象が光彩を放っている時、優れた成果が得られる。その対象が失われようとする時、たとえ残映であっても、輝く存在であることを伝えて欲しい。調査・研究が町並み保存に直結することを求めている訳ではない。しかし、研究成果が保存活動のよりどころや、町づくりの基礎となることは期待したい。著者らの努力が実り、保存が決まった町家もあると聞いている。そうであるなら、本報告でもそのことを積極的に記録し伝えて欲しい。

大坂蔵屋敷の住宅史的研究

大坂は、「天下の台所」と呼ばれる。これは全国各藩の年貢米が集積し売り捌かれたからである。この機能を果たしたのが、各藩の大坂蔵屋敷で、その多くは水運に便利な中之島・江戸堀川周辺に置かれた。大坂蔵屋敷の経済的役割などに関する研究は多いが、建物に関する研究はほとんどなかった。本研究は、はじめて各藩大坂蔵屋敷の図面等を悉皆的に調査収集し、その様相を総合的に分析したものである。

天保6年(1835)に104に達する大坂蔵屋敷を分類すると、西国各藩のものが過半を占める。屋敷地規模も、西国大藩が大きく、東国諸藩は小さい。これは、藩の規模にもよるが、同時に東国諸藩の大坂進出が西国より遅れたことに起因するとする。また、西国諸藩は大坂蔵屋敷を参勤交代時の藩主の宿泊に用いたが、東国諸藩にはその必要がなかった。大坂蔵屋敷は、米や特産品を納める蔵、家臣の長屋、銀蔵(西国)・金蔵(東国)、屋敷神などから構成され、荷物を船で直接搬入できるよう船入堀を設けた例もある。

藩主が宿泊する御殿は、接客・居住・役所・台所の4空間で構成され、大規模な例ほど機能による建物の分化が明瞭になる。近世武家住宅は、「一殿舎一機能」といわれるように、機能別に建物を分けた複合建築とされるが、このことは蔵屋敷の御殿においても一貫している。近世の絵図を集積して得られた精緻な分析には、説得力がある。しかし、藩主夫人の居住空間を必要としない、藩主の宿泊も短期間である、あるいは蔵屋敷における接客・対面がどのような相手となされたか、など江戸藩邸と異なる要因が御殿平面にいかんにか反映したか、さらなる検討を期待したい。

また、本研究では佐賀藩蔵屋敷を例に、年中行事とその場を分析している。これにより蔵屋敷の機能が、具体的に想像できるようになった。注目されるのは、6月に行われた稻荷社の祭礼にともなう屋敷の公開である。江戸時代は国内国際社会とされるように、藩がそれぞれに独自の文化を形成しており、その交流の場として、今後の分析が楽しみである。

住宅内便所での介助空間と移乗介助動作に関する研究

一介助動作時に必要な手すりの配置について一

手すりは生活行為の自立度を高めるため、また、安全のために設置されてきた。しかし、要介護状態になったとき、住宅内の便所に本人にも介護者にも有効な手すりがあれば、在宅福祉の支えとなり、「生活の質」は确实

に向上するに違いない。本研究はこの点に着目して、的確に組み立てられた3段階の実験によって、信頼できる具体的な成果を得ている。被験者の評価と動作分析に基づき、実験1で使用頻度の高い手すりの配置(縦横、前後左右)を選び、実験2でその位置を特定、実験3では高齢者を被験者にして位置を修正して結果をまとめている。特に、従来の便所手すりのマニュアルにはなかった出入口の縦手すりの有効性の指摘は重要である。ただし、動作解析装置による分析については、説明不足のためか掲載図は読み取りにくい。考察の根拠のひとつとされているので、付随的な目的とされた解析装置の有効性確認はなされたということになるのだろうか。

“方向転換と腰おろし時には同じ手すりを使う”“手すりが高いと、早く手すりをつかめる安心感から心理的評価が高い”といった指摘や横手すりの使用法の男女による違いの指摘も興味深い。マニュアル的な有効性に価値を置いたまとめ方によって、“適度な介助空間を保ちつつ間距離を小さくすることが移乗介助動作を楽にする”といった質的な把握が軽視されるのは残念なことである。

副題の手すり配置に限定した研究報告としては十分な内容であり、抑制された記述も評価されるが、一方、主題からみると拡がりに乏しいということにもなる。

“側方タイプでは、手すりを使用しなくとも比較的楽に介助できる”ならば、介助が必要になると側方タイプの便所の方がいいのか。あるいは、ここで示唆された手すり配置は自立使用にとって不都合であるのか、ないのか(不都合でなければ汎用性はさらに高まる)、また、より広い(例えばメーターモジュールの)便所になればどれほど介助動作は改善されるのか、など、実際の生活場面への適応についてのさらなる検討を望みたくなる。

進行性神経難病に対する住宅改造に関する研究—パーキンソン病の各類型別事例から—

パーキンソン病などの進行性神経難病に苦しむ人々にとって、住宅の条件が重要な意味を持つことは想像に難くない。しかし、このような研究は、保健医療の専門家の関与なくしては成立しないだろう。本研究は保健医療の専門家を中心とした研究チームがこの課題に取り組むことによって、貴重な基礎的成果をあげているといえる。考察における、活動期、軽介助期、重介助期の3期に分けた指摘は、パーキンソン病の特性である進行性やパーキンソン病者の心理を踏まえた示唆に富んだものになっている。

しかし、“パーキンソン病の重症度に応じた障害像と必要とする住宅改造の内容を明らかにし、次の段階に移

行する前に準備すべき住宅改造の内容を明らかにする”という当初の目的は果たされず、本報告では目的自体を後退させている。これは、重症度が高いほど調査協力が得にくかったことのみによるものではなく、方法として用いられた、住まいの評価、QOL評価、運動機能評価、のそれぞれが組み合わされていないこと、さらに、住まいの評価とそのまとめの不十分さにあるといえよう。QOL評価と運動機能評価は、蓄積のある信頼できる方法によって、重症度別にまとめられているのだが、それが、どのような住宅に住んでいて生じていることか、住まいの評価との関係は明らかにされていないのである。また、提出時の図面表現が極めて不正確であったことにも示されるように、住宅の把握に曖昧な点があるのは残念なことで、やはり、建築の専門家の関与があったほうがよかったと思われる。

No.0014 主査 大家 亮子
フランスの経済的な生活支援制度の包括的枠組みに関する研究

—住宅手当制度とその他の諸制度との連携をみる—

本研究は、フランスの『住』を取り巻く複雑な経済的な生活支援制度の枠組みを関連資料の渉猟を通して体系的に整理し紹介したものであり、綿密な資料分析により『住』関連施策の全体像を捉えることに成功している。

住宅政策の重点が「石への援助」から「人への援助」に移行するにともない、人や家族に対するさまざまな手当・給付制度の分析と説明が必要となるが、通常、これらの諸制度は複数の施策分野にわたる場合が多く、制度の理解のためには関連施策の横断的整理が求められる。本研究は『住』に関する多様な施策の展開で知られるフランスの「家族給付制度」「住宅手当制度」「社会参入最低所得制度」の3制度を対象にして、最新の資料に基づき体系的整理を行ったものであり、住関連施策が従来の「住宅ストックの改善」(石への援助)を要件にするものから、次第に「入居者の生活困窮状況」(人への援助)に依拠するものへ変化しつつあることを明らかにしている。

全体として目配りの効いた研究であるが、制度の「枠組み」の解明に重点があるせいか、制度運用の実態については一地方都市(オルリー市)の社会参入最低所得制度の自立支援プログラムについての簡単な紹介があるにすぎない。しかし、もともと社会参入最低所得制度は、地域的な住宅・都市整備を必要とする「問題集積地区」「荒廃・衰退地区」のソフト施策としての役割を期待されているだけに、単なる「住関連施策の一つ」としての分析では不十分であろう。異なったタイプの問題集積地区を抱える典型都市の運用実態に関する比較研究が不可

欠であり、この点についての具体的な分析がほしかった。

なおこの点と関連して、本研究はフランス人研究者(トゥルーズ大学)を含む共同研究であるが、各メンバーの共同研究における役割分担関係が明らかにされていない。共同研究の実をあげる上でも、「共同性」の内実を示すような具体的な記述を望みたい。

No.0015 主査 倉方 俊輔
幕末・明治期における住宅建築仕様書の変容に関する研究

—横須賀製鉄所を中心として—

本研究は、研究助成申請書によれば、「近世から近代に連続して残存する建設史料である建築仕様書の記述事項を通して、住宅における建築生産システムの継承点と変質点を明らかにする」ことを目的とし、幕末から明治初期に外国人のための住宅が建設された横須賀製鉄所と長崎居留地を取りあげるとある。一方、中間報告では、収集し得た史料の量および質の差から、横須賀を重点に長崎は概要を示すにとどめたい、とのことであった。

横須賀製鉄所は、元治元年(1864)に幕府によって計画され、翌慶応元年(1865)からヴェルニーをはじめとするフランス人技術者の指導の下で建設が始められた。施工は請負人によってなされたが、その中に江戸深川中木場・蔵田清右衛門の名があり、彼は古くから請負業者として幕府とつながりをもつ者であった。さらに代人として、堤磯右衛門の名があり、彼が工事入札、現場監督、幕府との折衝などを担当した。本研究の基本史料は、この堤家文書である。

横須賀製鉄所に建設された外国人技師住宅6種10棟について、図面・古写真・仕様書などの詳細な分析と復原を行った。住宅は、ペランダ・コロニアルの系譜に位置づけられるが、仕様や平面は居住者のランクにより多様である。基本は木造であり、洋小屋の全面的採用が着目される。なぜなら同時代の洋館の小屋組は、和小屋が一般的であるからである。

フランス人技術者の図面に、キング・ポスト・トラスが示されている。これを受け日本人の大工は、小屋構造を理解するために軸測投影図を作成した。しかし旧来の和小屋の常識に引きずられたのか、正確な理解に至っていない。その隙間を埋めたのが、仕様書である。仕様書では、キング・ポストを棟束、方杖を小屋筋違などと和小屋の用語に置き換え、部材寸法が細かく規定されている。そこに日本人が洋小屋を咀嚼した経過が読み取れる。仕様書の作成者は明らかにできなかったが、幕府官僚技術者が予測される。彼らが西洋の新技术を江戸時代の建築生産システムの中で処理する環境に身を置いたことが、明治時代以降の洋風建築導入に大きな役割を果たした。

幕末明治の洋風建築導入が見よう見まねでなされたとする一般的解釈に対して、より高度な技術的理解がされたことを、仕様書を素材に明らかにした本研究は高く評価される。しかし、横須賀の事例が官営工事ゆえの先進性なのか、もう少し広い範囲で一般化しうるものなのか、多様な事例の比較検討が不可欠であろう。そのためには、当初目標であった長崎居留地との比較が、次の課題として期待される。

No.0016 主査 田上 健一
沖縄の米式住宅における再生の実態と居住者評価に関する研究

この研究の目的は、論文中の表現を借りると、沖縄の「米式住宅、すなわち米軍基地外の米人軍属用の民間賃貸独立住宅」が、「次第に地域住民に賃貸、または中古住宅として分譲されてきた」ことにともなう「再生・転用の過程と実態に関する実証的な評価」をすることである。

2章の「米式住宅の成立と展開」は、本研究の成果そのものではないが、実に手際よくまとめられており、研究対象がどんなものであり、また、沖縄におけるその位置づけを明確に示している。

3章の「米式住宅地の立地と現状」では、56カ所の住宅地(3,726戸)を抽出してそこで対面式のアンケート調査を行っている。調査の詳細の記述が割愛されているが、全戸数に対して行われたとすると、大変な作業量になったはずである。そこでまず、これらの住宅地を、「内陸型」「門前型」「臨海型」「眺望型」に分類していて、なかなかわかりやすい。ただ、このような分類に導かれた道筋については詳しい説明がなく、直感的な分類のようにもみえる。

4章の「米式住宅の転用」では、上記の調査結果を基に、具体的な転用の事例を紹介し、続く5章の「米式住宅の再生と居住者評価」では、再生の内容といくつかの事例について紹介している。

さて、表題のうちの「再生の実態」については、精力的な調査作業により、十二分の成果をあげていると思われるが、他方「居住者評価」に関しては、居住者によるアンケート結果の羅列にとどまっており、「肯定的・否定的意見の双方がみられたが、概して主体的な居住者の環境創造への取り組みと工夫とを理解することが出来る」という、常識的な結論になっているのは、物足りない。

今回の研究の成果としては、チームワークよく行われた実態調査だけでも、意義があると思われるので、今後はこれをこの研究チームの共有財産として、「居住者が主体となった住宅地計画の一手法を探る」研究を進めていくことを期待する。

No.0017 主査 渡辺 民代
アメリカのコミュニティ・デザイン・センターに関する研究

—その構造と機能—

今日、アメリカのコミュニティ開発においてコミュニティベースのNPOの活動が活発に展開されており、さらにNPOの活動を支える専門家集団である、コミュニティ・デザイン・センター(CDC)の存在が注目されている。

本研究グループは、日本におけるCDCの成立の可能性を求め、アメリカにおけるCDCの活動内容、組織形態、組織運営システム、財政を明らかにしようと試み、7つのCDCの事例調査を行っている。

研究グループは、CDCを大学ベース型、NPO型、ボランティア型に分類している。

CDCは各タイプとも、1960年代のまちづくりにおけるアドボカシープランニング活動に触発されて設置され、育まれてきた。また、プランナー、デザイナーにとって非営利のCDCの活動の方が内容的に魅力的なことが多いことも事実であろう。さらにこのようなプロフェッショナリズムの他に、CDCの設立条件として、本研究では、公共・民間・NPO間のパートナーシップが尊重される風土、CDCによるまちづくりへの参加NPO、CDCを支える財政、税制、そしてインタメディアリー組織による多様なサービスの提供、大学とコミュニティのパートナーシップの存在が指摘されている。

そしてこのような条件が成り立つ基盤として、アメリカでは、都市計画において住民参加が重視されていること、自治体の多様な営みを保障する地方分権が徹底していることが強調されている。

調査は堅実で極めて好感が持てるし、指摘も正鵠を射ているといえる。

確かに、住民の参加(情報公開、アカウントビリティの保障を含む)、地方分権はコミュニティベースのNPO活動やCDC成立の不可欠な条件であり、日本では決定的に不十分な点である。しかしこの指摘がレポートの結論とされてしまうことに、評者はいささかの淋しさを覚える。このような悪条件の下でも、行政とのパートナーシップ、NPO主導とCDC的な活動の展開、そして大学の「活用」といったさまざまな試みが日本のまちづくりでも実行されていることも事実であり、都市計画における住民参加、地方分権を確立していく方向の中で、日本のCDCの活動を評価し、CDCを育てていく努力が要請されているのではなからうか。

多自然居住地域における回流型住宅供給システムに関する研究

—愛媛県大洲・八幡浜モデルの構築—

21世紀初頭の現在、中山間地域における過疎集落は最終的な崩壊過程に直面しているといわれるが、農学分野からの森林政策研究の一環である本研究は、そのような危機的状況を踏まえた新しい視角からの地域政策研究として高く評価できる。

本研究の最大の特徴は、従来はとかく市町村単位の行政計画としての制約から逃れられなかった定住政策とりわけ住宅対策を、市町村の枠を超えた広域的視点から再構築し、「回流型住宅供給システム」と称する新しい政策コンセプトの提起とその可能性を立証しようとしたことにある。本研究は、愛媛県西予圏域（八幡浜・大州地区広域市町村圏、16市町村、6万3500世帯、18万2600人）を対象にして、「圏域住民の居住歴からみた定住・転出意向調査」「同じく（流動性が高い）公営住宅居住世帯の定住・転出意向調査」「圏域内特定地区での都市からの移住世帯（Iターン者）のヒアリング調査」「同じく特定集落での土地家屋の貸与・売却意向調査」など調査目的の明確な各種調査を実施し、仮説（の一端）を裏付ける結果の抽出に成功している。すなわち、圏域内では定住世帯は半数に過ぎず、残りは他地域（圏域内を含めて）からの移住世帯であり流動性が高いこと、圏域からの転出世帯の2割がUターン意向をもっていること、都市からの移住世帯および公営住宅世帯（特に若い世代）は転出意向が高く、かつ転出希望先は圏域内の市街地周辺を中心に広域にわたっていること、条件付ではあるが山間集落居住世帯の4割が土地家屋の貸与意向をもち、4分の1が売却意向をもっていることなどが明らかにされている。そしてこれらの調査結果から、今後の中山間地域の維持と活性化の鍵を握る存在として、市街地周辺のIターン世帯、山村ではなく市街地周辺へのUターン意向をもつ後継者世帯および公営住宅世帯の30～40歳代をターゲットにして、彼ら世帯の住宅取得を容易にする広域的な住宅供給システムおよび不動産市場形成の必要性が提起されている。

本研究の全容が公表されることは、今後の中山間地域の持続的発展にとって示唆に富む情報を提供すると考えられるので、調査結果のフルレポートが印刷助成に申請されることを期待したい。

木造戸建住宅のLCAにおける発生物質の環境へのインパクト評価

本論文は、木造戸建住宅が、建材の製造から建設、運用、廃棄に至るライフサイクルにおいて、さまざまな形で発生する物質の環境へのインパクトを定量的に把握することを目的として行った一連の研究成果をまとめたものである。

内容は4つ（2章から5章）に分かれており、2章ではLCAを算出するための既存のソフトウェアを調査し、またその一つを使って2階建て戸建住宅をモデルとし木造住宅が鉄骨住宅よりも空気毒性インデックスが小さいことを示している。そして、これらのソフトには建物の使用時における発生については考慮されていないことを問題点として指摘している。

次に、木造住宅では木材からの化学物質の発生は無視できないことから、3章では、屋久島の環境共生住宅2戸を対象として空気環境の実測を行った。その結果、化学物質の発生を押さえる工夫を施していることから、問題となる揮発性有機化合物に関する濃度は低かったが、無垢の杉板から発生するセキステルペン類が検出されたことを示している。

一方、4章では、鹿児島市内の通常の新築木造住宅3件において、室内空気質の測定を行っている。その結果、特に天然由来の α -ピネンの濃度が高く、それだけで厚生労働省の暫定目標値であるTVOC濃度 $400\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えることを示し、それと共に、建築後一年を過ぎてもセキステルペン類が検出されており、長期間にわたって発生するのではないかと推察している。

5章ではこれら化学物質の人体への影響を調べる第一段階として、天然由来のVOCが知覚空気質に及ぼす影響を15名の被験者を用いて実験により明らかにしている。その結果、テルペン濃度を高く設定した室において、被験者は高い臭気濃度、高い不快者率を示したことを報告している。

以上のように3章、4章の住宅実測では、室内空気質に関する詳細な測定を行い新しい知見を得ており、高く評価できる。5章の被験者実験は、研究計画には示されておらず、まだ初期の段階である。一方、研究助成申請書の具体的な内容・方法では「木造戸建住宅の建築行為のLCAインパクト分析手法の開発」、あるいは「環境負荷低減型住宅の評価手法の開発」を謳っているが、今回の研究成果と対応させると、これらの手法の開発に至るまでの道はまだ遠く今回はその第一歩という段階である。やや気負いすぎた研究課題であったという印象は拭い去ることが出来ず、今後の研究の進展を期待するところ大である。

No.0021 主査 森本 信明
行政・業者の連携による都市居住地形形成の可能性に関する研究

—大阪東部における中層木造戸建住宅に着目して—

本研究は、従来、良好な市街地形成にとって「悪玉」とみなされてきた「中層（2～3階建）木造戸建住宅」いわゆる「ミニ開発住宅」をむしろ今後の都市型戸建住宅の有力な一類型として位置づけ、その誘導施策を通して一定水準の居住環境を確保しようとするための実態調査研究である。

調査は、「建築計画概要書に基づく大阪府八尾市の戸建持家（年間1200戸）の供給実態調査」「同じく東大阪市の戸建住宅（年間2500戸）の供給動向調査」「両市の戸建住宅供給業者の中間検査、開発指導、まちなみ形成などに関する意識調査とインタビュー調査」などから構成されている。

八尾市では新築専用戸建住宅の7割が木造2階建、3割が3階建、これに対して東大阪市では、平成6年度から11年度までは3階建7～8割、2階建2割前後で3階建が圧倒的だったが、平成12年度は2階建が5割強に急増するという劇的な変化が発生した（地価下落ともなう敷地面積の拡大、3階建住宅に対する中間検査制度の導入への回避の影響）など興味ある実態が明らかにされている。

また、まちなみ形成に多大の影響を与えるものに行政側の開発指導要綱の存在があるが、八尾市では最小敷地規模が平成7年までは66平方メートル（20坪）、平成8年以降は70平方メートルであるのに対して、東大阪市では平成9年まで4戸以上の開発に対して50平方メートル以上の宅地割と戸当たり50万円の開発協力金（平成10年からは70平方メートル以上の宅地割をすれば開発協力金の免除）という緩いものであり、しかも戸数分割によって50平方メートル以下の零細宅地割開発と協力金逃れが常態であったことも指摘されている。

このように、数年を超える戸建木造住宅建設の膨大な実態が都市自治体の建築確認申請事務の分析を通して明らかになったことは、建築指導・住宅行政・住宅政策等にとっては画期的なことであり、貴重な実態調査研究として評価できる。ただ実態調査を主とする研究だから止むを得ないのかも知れないが、全体として記述が平板的で分析にメリハリがなく、次の政策研究へ発展させる視点が弱いのが気になる。戸建住宅が町場の工務店や住宅供給業者によって開発されていることは十分に評価されているが、しかしそれと同時に従来からの（現在においても）「開発規制逃れ」の悪習と「まちなみ形成」との間に横たわる深刻な矛盾に対する鋭い分析がなければ、都市型戸建住宅の「パラダイム転換」というには少し説得力が欠けるといわなければならない。また2～3階を

「中層」といえるかどうかの用語上の定義についても議論のあるところである。

No.0023 主査 高見沢 邦郎
近年におけるミニ戸建て住宅の開発動向と問題点への対応

—東京の既成市街地を対象に—

主査は1960年代からミニ戸建て住宅（当初は大都市郊外のミニ開発が中心的に扱われていた）に関する一連の研究を領導してきた1人である。本レポートでは1960年代から今日に至るミニ戸建て住宅調査の流れと問題の所在を文献をも活用してレビューし、1990年代後半以降に東京都区部の既成市街地内に数多く建設されているミニ戸建て住宅の実態、問題点、問題回避のために現場でなされているさまざまな工夫とその限界などを明らかにし、その上で法的対応と共に欠陥住宅に悩む市民への専門家集団の支援の必要性とその方策を論じたものである。

具体的なフィールド調査は山の手の世田谷区と下町の足立区を対象に実施されている。世田谷区と足立区のミニ戸建て住宅では平均敷地面積、平均建築面積、平均延べ床面積はほぼ等しいものの、世田谷区では、敷地の狭小化、木造3階建て・地上2階地下1階建て化が進んでいるという指摘は興味深い。

建売り業者と購入者へのヒアリングを実施しているが、購入者は60㎡、70㎡の敷地をミニと感じていないことが明らかにされており、これらミニ戸建て住宅が市場で一定の位置を占めていることが予想される。とすればかつて延藤安弘が「計画的な小集団開発」で提案したコンセプトが再度問い返される必要があろう。

本レポートでも無理な開発条件から欠陥住宅も多いと指摘され、少数事例であるが、その内容も詳しく報告されている。瑕疵担保責任は零細な販売業者と施工業者からなるミニ戸建て住宅の世界では有効性に限界があることが分る。

研究グループは住宅の質の確保にむけて、①中間検査制度の導入、②民間金融機関のミニ開発、ミニ戸建て住宅開発業者への融資にあたり法の遵守を前提とさせること、③居住地の質を確保するために法の適用や地区計画、建築協定により最小宅地の規制を実施すること、④問題への対応として、行政とのパートナーシップをもった専門家による支援体制整備をすること、などを提案しており、強い説得力をもっている時宜を得た優れた研究であり、現実の場において研究グループの提案が活かされていくことを期待したい。